

深沢地区まちづくりガイドラインの検討に向けて みなさんのアイデアを募集します

本市では、令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）の3ヵ年をかけて、深沢の新しいまちづくりにおけるまち並みや景観のルールを定めるガイドラインを作成しています。令和2年度には、今後策定するガイドラインの方向性を示す「基本方針」を作成しました。このガイドラインに市民意見を反映したものとするため、令和2年度に作成した「基本方針」を基に、今後検討を進める詳細なルールやまちの運営手法に対するアイデアを募集します。

本件は、鎌倉市意見公募手続条例に基づくものではありません。提出された個々のご意見に対する市の考えの回答は行いませんが、鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会における検討資料として活用させていただきます。



1 意見の募集期間

令和3年（2021年）5月6日（木）～6月4日（金）

2 意見の提出方法・提出先

令和2年度に作成した「基本方針」は、深沢地域整備課（本庁舎3階）・市役所ロビー・各図書館・鎌倉生涯学習センター・市ホームページで閲覧できます。意見の提出につきましては、以下の宛先へお願いします。

郵便	〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市 まちづくり計画部 深沢地域整備課	
ファックス	0467-23-8700（代表） ※宛先として課名をご記入ください	
電子メール	kamafuka@city.kamakura.kanagawa.jp	
鎌倉市 電子申請 システム	https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kyoten/fuka.html より専用ページへアクセスできます	 ◀直接専用ページへはこちらから
お持ちいただく 場合	市役所本庁舎3階 深沢地域整備課 ※市役所本庁舎1階ロビー、中央、腰越、深沢、玉縄、大船図書館、鎌倉生涯学習センターに回収箱を設置してあります（開庁・開館時間でのご提出をお願いします）	

※電話または口頭によるご意見は、正式な意見としてはお受けできません。

3 提出期限

令和3年（2021年）6月4日（金）必着

4 提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内に事務所又は事業所を有する方
- ・市内の学校に在学する方
- ・市に対し納税義務を有する方
- ・この事案に関し利害関係を有する方

5 ご意見の提出様式

意見提出の様式は自由ですが、以下の様式を利用いただくと便利です。なお、意見提出にあたっては、**住所、氏名(法人などの団体の場合は、所在地、団体名及び代表者氏名)、電話番号(またはファックスや電子メールアドレスなどの連絡先)**を記載してください。住所や所在地が市外の場合は、市内の勤務先や学校の名称、市内の活動場所の名称などを記載してください。

ご連絡先の情報は、いただいたご意見の内容についてお問い合わせをする場合に利用させていただきます。

6 提出されたご意見について

ご提出いただいた個々のご意見に対する市の考えの回答は行いませんが、委員会における検討資料として活用させていただきます。

7 お問い合わせ

鎌倉市役所 まちづくり計画部 深沢地域整備課 電話 0467-61-3760

深沢地区まちづくりガイドラインに対するアイデア

住所（所在地）	
氏名（団体名及び代表者氏名）	
電話番号（連絡先）	
区分（該当するものに☑）	<input type="checkbox"/> 市内に住所を有する方 <input type="checkbox"/> 市内の事務所又は事業所に勤務する方、市内に事務所又は事業所を有する方 <input type="checkbox"/> 市内の学校に在学する方 <input type="checkbox"/> 市に対し納税義務を有する方 <input type="checkbox"/> この事案に関し利害関係を有する方
【意見記入欄】（欄が足りない場合は、別紙にご記入いただいてもかまいません。）	